

質問回答書

(仮称)朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託に関する質問について、次のとおり回答します。なお、この回答書は、質問期間中に提出された全ての質問及び回答を掲載したものです。

	質問事項	回答
1	実務要綱P7(3)ウ、エについて 業務実績について、基本設計のみの業務でも実績に含まれる認識でよろしいでしょうか。	基本設計のみでは実績に含みません。 基本設計から実施設計まで行った業務を実績として扱います。
2	実務要綱P7(3)エについて 管理技術者・意匠主任技術者の実績を証するものの資料については不要という認識でよろしいでしょうか。(健康保険被保険者証の写し及び資格証の写しのみ提出)	お見込みのとおりです。
3	審査要領5. 二次審査について ヒアリング出席者については管理技術者、建築主任技術者以外の出席者二名については配置予定技術者以外の出席も認められる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	別表1 一次審査評価について 「項目C、Dの実績がない場合・・・」とありますが、これはCかつD両方に実績の記載がない場合にC及びDのそれぞれの評価点が1/2乗じた点数となる認識でよろしいでしょうか。	評価項目ごとに判断いたします。 (例) 項目Cは実績あり→1/2評価はしません 項目Dは実績なし→1/2評価となります ※項目C、Dについて兼務することができですが、兼務の場合の評価は、項目Cの評価点のみで行い項目Dは0点となることにご注意ください。
5	業務委託特記仕様書で、費用便益分析とありますが、具体的な分析をご教示ください。	費用便益分析は、都市再生整備計画に基づく都市構造再編集中支援事業に関する補助金のために実施するもので、分析方法については、国土交通省都市局発行の「都市構造再編集中支援事業の費用便益分析マニュアル(案)(令和2年12月)」をご確認ください。なお、市として本分析業務は、コンサルティング事業者が行うものと認識していることから、特記仕様書(P5)において、承認願いを提出することにより再委託の対象となることをあらかじめ明記いたしております。
6	業務委託特記仕様書で、構造：鉄骨鉄筋コンクリート造とありますが、これは構造形式が確定していると考えてよろしいでしょうか。	業務委託特記仕様書で、構造：鉄骨鉄筋コンクリート造とありますが、構造形式は確定しておりません。基本設計業務にて構造の比較検討をおこない決定いたします。

7	業務委託特記仕様書で、敷地測量が本業務ですが、これは現況測量ですか。又は確定測量でしょうか。	確定測量です。
8	業務委託特記仕様書で、ボーリング調査が1か所となっていますが、複数個所の調査は可能でしょうか。	必要性についてご教示いただき、個所数の変更は可能です。
9	業務委託特記仕様書で、近隣柱状図を貸与とありますが、この2次質疑回答ではなく1次質疑回答でお示しいただけますか。	近隣柱状図を別添のとおりお示いたします。